

蒲郡市監査公表第 7 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和8年2月5日

蒲郡市監査委員	尾 崎 隆 久
同	壁 谷 勇 司
同	大 須 賀 林

(様式)

措置の通知書 (水道課)

監査期間 令和7年11月10日から
令和8年 1月13日まで

令和7年度蒲監第66-2号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[改善事項]</p> <p>1 変更契約書(原本)に公印の押印のないものが見受けられたので、契約行為にあたっては細心の注意を払い、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>2 変更予定支出負担行為伺書及び工事変更設計書において決裁権者の決裁がないものが見受けられたので、決裁規程及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理に努められたい。</p> <p>3 収入伝票において誤った決裁権者の押印がされているものが見受けられたので、決裁規程及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 公印の押印については、会計事務の手引き等に基づき、適正に行うこととした。</p> <p>2 決裁手続きについては、決裁規程及び会計事務の手引きに基づき適正に行うこととした。</p> <p>3 収入伝票の事務手続きについては、決裁規程及び会計事務の手引きに基づき適正に行うこととした。</p>

(様式)

措置の通知書 (下水道課)

監査期間 令和7年11月10日から
令和8年 1月13日まで

令和7年度蒲監第66-2号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 変更予定支出負担行為伺書及び工事変更設計書において決裁権者の決裁がないものが見受けられたので、決裁規程及び会計事務の手引に基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 支出負担行為伺書及び工事変更設計書における決裁権者の決裁がないことについては、決裁規程及び会計事務の手引に基づいて確実に事務処理が行えるよう各自の意識を高め、相互に確認することで、誤りを防止し、適正な事務処理を行えるよう徹底することとした。</p>
<p>2 収入印紙税額が誤っているもの、また貼付されていないものが見受けられたので、事務の執行にあたっては、印紙税法を遵守し適正な事務処理をされるよう改善されたい。</p>	<p>2 契約書における適切な印紙税について、法令に基づいて確実に事務処理が行えるよう印紙税一覧表を周知することで各自の意識を高め、相互に確認することで、誤りを防止し、適正な事務処理を行えるよう徹底することとした。</p>
<p>3 契約書原本に契印がないものが見受けられたので、契約行為にあたっては細心の注意を払い、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>3 契約書に押印がないことについては、決裁規程及び会計事務の手引に基づいて確実に事務処理が行えるよう各自の意識を高め、相互に確認することで、公印の押印の漏れを防止し、適正な事務処理を行えるよう徹底することとした。</p>